

第76回

滋賀県国土利用計画審議会

議事録

令和4年（2022年）2月8日（火）

14時～16時

滋賀県大津合同庁舎7階 7-D 審議会室

第76回滋賀県国土利用計画審議審議会事録

1 日 時

令和4年(2022年)2月8日(火)14時~16時

2 場 所

滋賀県大津市松本1丁目2-1 滋賀県大津合同庁舎7階 7-D 審議会室

3 出席委員(五十音順、敬称略)

井上 芳恵	龍谷大学政策学部 准教授	都市問題
内田 宏	不動産鑑定士	土地問題
小杉 緑子	京都大学大学院農学研究科 教授	林業
駒林 良則	立命館大学法学部 教授	法律
菅原 美代子	公益社団法人滋賀県手をつなぐ育成会 副理事長	社会福祉
田中 宏	公募委員	公募委員
深川 良一	立命館大学理工学部 特命教授	防災
堀江 啓子	滋賀県商工会女性部連合会 副会長	商工業
和田 桂子	一般社団法人近畿建設協会水環境研究部門 顧問	水問題

4 審議会次第

(1) 開 会

挨拶

委員紹介

(2) 議 題

- ・滋賀県土地利用基本計画の変更について
- ・滋賀県国土利用計画審議会運営規程の変更について

(3) 報 告

- ・林地開発許可等の状況について
- ・滋賀県国土利用計画(第五次)の進捗状況について

(4) 閉 会

1 開会

挨拶（深川会長）

2 議題

（1）滋賀県土地利用基本計画の変更について

○深川会長

それでは、議題に入ります前に、当審議会の役割や国土利用計画などの制度について、事務局から説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

（参考資料1～4により事務局説明）

○深川会長

ありがとうございました。議題を進めていく中で、随時ご質問いただければと思います。それでは審議に入りたいと思います。まず議題（1）ですが、「滋賀県土地利用基本計画の変更について」に入らせていただきます。2月4日付で滋賀県知事から当審議会に諮問されております。これについて、事務局からの説明をお願いします。

（資料1-1、1-2により事務局より説明）

○深川会長

ただいま事務局から説明のあったことについて、ご意見、ご質問があればお願いします。

○田中委員

昨年度もお話しさせてもらった手続き的なことで確認したいのですが、資料1-1の2ページの（2）地域別概要の中の「個別規制法」の調整状況で、いつというのは記載されていますが、どのような方法で接触されたのかとか、どのような反応を得られたが記載されていません。記載上の注意事項10)では、〇〇農政局〇〇課に〇月〇日文書にて照会、〇月〇日時点未回答。〇月〇日口頭で了解の旨連絡受けという例が示されています。記載されていない理由は何かあるのでしょうか。

○事務局

お答えさせていただきます。接触の仕方ですが、公文書で近畿農政局に接触をさせてもらっております。7月16日付で調整の方は、もう終了したというところです。また、令和3年12月10日付で、近畿地方整備局に、こちらも公文書で事前協議ということを見せていただきまして、現在協議中というところでございます。

○田中委員

昨年度も同様の指摘をさせてもらったことになるのですが、例えば農政局に対して、農政局の〇〇課と、あるいは近畿地方整備局の〇〇課とされているかという、そのもう一つ踏み込んだところまでが知りたくて質問させていただきました。この注意事項 10) のように、詳細に記載しなくてもよいのでしょうか。

○事務局

お答えさせていただきます。土地利用基本計画の変更ということで、こちらの資料を持って国土交通省と事前調整を完了しておりますが、「個別規制法」の調整状況に関しまして、この書きぶりで、不備がある、不足しているというご指摘は受けておりません。ですが、田中委員からご指摘ありました、〇〇課にどのように接触して、どのような反応が得られたかというところまで、次回審議会より記載させていただきます。

○田中委員

農政局にも色々な課があるので、例えば農政局の〇〇課に、直接出向いてとか、公文書でとか記載いただければ、調整状況が分かりやすくなると思い質問させていただきました。

○深川会長

他にご質問、ご意見はありませんでしょうか。個別案件でも、もちろん構いません。田中委員より、手続きに関してご質問をいただいたわけですが、他にご質問等ございませんのでこちらの議題に関しては、審議を終わらせていただきます。

それではこの件について、お諮りいたします。特にご意見もなかったということですので、この議題「滋賀県土地利用基本計画の変更」につきましては、適当と認める旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○深川会長

ご異議はございませんね。それでは、特にご異議のある方はいらっしゃいませんので、この議題につきましては、適当と認める旨を知事に答申したいと思います。なお、答申の文書につきましては、私にご一任いただければと思います。

(2) 滋賀県国土利用計画審議会運営規程の変更について

○深川会長

それでは続きまして、議題2「滋賀県国土利用計画審議会運営規程の変更について」ということで、事務局より説明をお願いします。

(資料2により事務局説明)

○深川会長

事務局より説明していただいたとおりですが、私がこの話を最初にお聞きしたとき、正直なところ、ちょっと分かりにくいなと感じました。私の理解ですが、他府県の状況を見ていただきますと、報告対応1府10県、それから専決対応が1都6県。書面对応が3県ということで、最初の報告対応というのが、これまでの審議会に近いのかなという感じです。実態は二つ目なのかもしれませんが、また、3県については書面对応ということで、もう審議会も開催しないで、書面により議決するということになっております。

森林の縮小案件については、もうすでに開発行為が終わって認められたものについて、この審議会で意見を述べるのですが、今までの議論でもありましたように、それがすでに判断が行われた開発行為そのものについて、それをひっくり返すということは法律的にもできないわけです。われわれの意見を、次の行政判断に生かすことはできると、そういうふう解釈して、今までの審議会の議論というのは行われてきたと私は解釈しています。

その中で、二つ目の専決対応というのは、一応、審議会の場で出た意見は行政の方で参考にしていただいて、今後の行政に生かしていただくということで、私は理解、納得したつもりでございます。表現は別にしてそういう解釈をすれば、今までどおりでも構わないような気はするんですが、会長の専決で、県の判断に対して意見をきちんと述べて、それを例えば議事録に残すとか、そういうことは明瞭な人たちでできるようになったということでしょうか。

委員の皆さん、自由にご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

○内田委員

はい、よろしいでしょうか。

○深川会長

はい、どうぞ。よろしくをお願いします。

○内田委員

森林地域の縮小案件というのは、もうちょっと具体的にどういう案件なんですか。

○事務局

お答えさせていただきます。林地開発許可を受けて、造成工事がなされ、完了検査が終わった案件です。更地になった状態をイメージしていただければと思います。それが、国土利用計画審議会に諮られるということになります。

○内田委員

ということは、もうすでに林地森林地域が縮小された後に諮られるということですか。

○事務局

そうです。今回でございましたら、資料1-2の5ページ、例えば東近江市永源寺の太陽光事業がそうです。写真を見ていただきましたら、もうすでに森林は伐採されて造成工事がされています。国の手続きでは、開発行為が完了した後に、土地利用基本計画図の森林を外すということになっておりますので、当審議会でも過去から事後追認であるというご指摘を受けてきたところではあります。

○内田委員

ああ、なるほど。だから、これは「個別法」たる「森林法」での林地開発許可が、もう下りていて、開発行為を行ったということですね。

○事務局

そうです。

○内田委員

ああ。はい、分かりました。

○深川会長

はい。他にご意見はございませんでしょうか。

○駒林委員

よろしいでしょうか。

○深川会長

どうぞ。

○駒林委員

この専決の基準で結構かと思うのですけれども、参考に聞かせていただきたいことがあります。資料の2の1ページのところですけれども、他府県の対応状況が書かれていますが、この中で太字になっている専決対応のところで、「あらかじめ審議会の承認を得た一定事項について」という、一定事項が森林地域の縮小に当たるということになるのでしょうか。

他府県では、他にもそういう専決に当たるものを挙げておられるのでしょうか。この縮小案件が基準として、何かつくられているということになるのでしょうか。そこだけ、ちょっと教えていただきたいです。

○事務局

お答えさせていただきます。「審議会の承認を得た一定事項について」というのは、各都道府県の裁量で決められています。例えば他府県では、森林地域の縮小以外にも、農業地域の縮小案件のうちの一部を専決事項で対応している都道府県もございます。

○駒林委員

はい、ありがとうございました。今日の改定案は、結局、森林地域の縮小案件でいくということで、今後、そのような事柄が増えてくることもあり得るのですか。

○事務局

お答えさせていただきます。現状、専決事項を増やすということは、現時点では考えてはおりません。森林地域の縮小に関しては、過去からご指摘を受けていたところですので、森林地域の縮小案件のみ専決事項ということを考えております。

○駒林委員

はい、ありがとうございました。

○深川会長

私が言うのも変ですが。例えば今日の案件の、最初の案件は、農業地域の縮小の話ですよ。これについて意見を言うことはもちろん自由なのですが、今日の案件では、1番目の案件と、2番目、3番目の案件というのは、ちょっと取扱いが変わるということになるのですか。

○事務局

お答えさせていただきます。審議会の運営が大きく変わるということではございません。

農業地域に関しましては、「個別法」側と同じタイミングで、土地利用基本計画の変更手続きの審議を諮っているところでございます。当審議会で何かしらの意見が出ましたら、「個別法」側の部局に、当審議会でこういう意見が出ましたという報告はできます。一方で、森林地域に関しては、先ほど申しました、もうすでに開発行為が完了しており、過去から事後追認となっている、議論する余地が限られるとご指摘を受けているところです。会長専決になったからといって、今までの対応が何か変わるというよりは、運営のあり方を整理させていただくということです。

○深川会長

分かりました。事後追認という指摘が出たので、取扱いを明確にしたということですね。

○事務局

そうです。はい。

○深川会長

分かりました。それでは、他はございませんでしょうか。

○和田委員

よろしいですか。

○深川会長

どうぞ。

○和田委員

そうしますと、事後追認で、この審議会の制度上の進め方はこれまでと同じですが、かたちだけをきっちり整える体系でお願いしたいということですね。

すなわち、先ほどの1haの土地利用に対して、当審議会で話をするわけですが、先ほどの森林に関しても、林地開発の許可制度が変わって、「森林法」が改正され、必要な四つの条件をきっちり満たしたものが、ちゃんとその部局で担保されて開発許可したものが、ここに上がってきていますよということで。

いわゆるブレーキというのですかね。私たちの行政に対してのいろんな意見は、判断を次のときに活かしてもらうことが、この場なのですけれども、この専決の場合には、ちゃんと部局で、そういった法律で改正した要件はきっちり担保された上で、これが完了して検査が終わったものが上がってくるという認識でよろしいですね。

○事務局

お答えさせていただきます。和田委員がおっしゃれたこと、こちらに関しましては、「個別法」側できっちり担保されて、それが当審議会に上がってきます。例えば今回でいいますと、資料1-2の5ページの東近江市永源寺の案件になるのですが、平成30年度に林地開発の許可がされ、開発行為が完了し、完了検査が終わった段階で当審議会に上がってきています。国の運用指針で示されていますが、当審議会は、「開発の適否」を判断するところではなく、土地利用に関することについて、総合的かつ大所高所の議論を行う場と示されているところです。

当審議会の運営のあり方を整理させていただくということで、他府県では報告案件とされているところが一番多いのですが、本県といたしましては、単に報告事項とするものではなく、会長の専決という手続きを行った上で、報告させていただきたいと考えております。

専決で、何か意見が出たときには議事録に残しまして、関係部局との情報共有を図り、適切な土地利用の在り方について努めてまいりたいと考えております。

○深川会長

よろしいでしょうか。それではいくつかご意見をいただきましたが、他になければこれで、この件については審議を終わらせていただきたいと思います。

それではお諮りいたしますが、議題「滋賀県国土利用計画審議会運営規程の変更について」につきましては、原案どおり規程を改定するというところでよろしいでしょうか。特に、ご異議はありませんでしょうか。

○委員

異議なし。

○深川会長

ありがとうございます。それでは、特にご異議もないようですので、この件についての審議会としてお認めいただいたということにさせていただきます。

3 報告事項

(1) 森林開発許可等の事例について

○深川会長

それでは続きまして、報告の1番目ですが「森林開発許可等の事例について」ということで、事務局より説明をお願いいたします。

(資料3により事務局説明)

○深川会長

それでは、ただいまの事務局からの説明につきまして、ご意見、ご質問等があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。いかがでしょう。

○委員

(意見なし)

○深川会長

よろしいでしょうか。それでは、特にご意見、ご質問がないようですので次の報告に移ります。

(2) 滋賀県国土利用計画第5次の進捗状況について

○深川会長

続いて、報告2番「滋賀県国土利用計画第5次の進捗状況について」ということで、事務局より説明をお願いします。

(資料4-1、資料4-2により事務局説明)

○深川会長

ありがとうございました。私から、ちょっと一つだけ。資料の4-2ですが、大変見やすいのですが、ベクトルというか、矢印で示してあります増減率ですが、必ずしも改善率という感じではないんですね。上向きが改善されているとか、そういうふうに。矢印が下がっていると悪化しているとか、そういうふうにしていただいた方が、分かりやすいかもしれません。そうでないと、全部、個々で見ないと。数字が減っていれば下向き、増えていけば上向きになっているのですが。何か、そのへんをちょっと工夫していただいて、改善率とか○○○率とか、そういう名前を付けていただき説明していただいた方が、一目でぱっと分かると思います。上向きが改善とか、そういうふうにとちょっと工夫していただいた方がいいかなと思いました。

○事務局

こちらは基本方向あるべき姿を矢印で示しており、+5%以上の増加なら上向き、±5%未満なら横向き、-5%以上の減少なら下向きとしています。こちらに関しては、国のモニ

タリングに準じて、当初策定させてもらったのですけれども、深川会長からご意見をいただきましたので、次の審議会では、より分かりやすいように工夫していきたいとおもいます。

○深川会長

カラーが使えるようになったら、色付きにするとか。未達成のものは赤とか。そういうふうにしていただいた方が分かりやすいと思います。それでは他に、委員の皆さん、いかがでしょうか。

○委員

(意見なし)

○深川会長

よろしいでしょうか。それでは他にご意見もないようですので、これで本日の審議会の審議、報告を終わらせていただきたいと思います。

以上をもちまして、本日、予定されておりました議題は全て終了いたしました。円滑な議題運営にご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。それでは、進行を事務局にお返しします。

4 閉会